

# 重要事項説明書

## 1. 事業者

法人名	医療法人 徳隣会
法人所在地	佐賀県鳥栖市弥生が丘六丁目82番地
電話番号及びFAX番号	TEL 0942-82-4400 FAX 0942-82-4455
代表者氏名	理事長 堤 光太郎
法人設立年月日	2016年4月12日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)
事業所の名称	つつみクリニック福岡西 訪問リハビリテーション
所在地	福岡県福岡市西区大字飯氏940-1
電話番号及びFAX番号	TEL 092-407-6070 FAX 092-407-6069
管理者氏名	管理者 堤 美希
指定介護保険事業所番号	4011025345

## 3. 営業日及び営業時間

- 営業日 : 月曜日 ~ 金曜日
- 営業時間 : 9:00~18:00
- 休業日 : 土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇日1日(カレンダーに合わせ連休)  
12月29日~1月3日

## 4. 事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (2) 事業所の運営方針

- ①指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ②指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画(以下、「訪問リハビリテーション計画」という。)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- ④指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- ⑤事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (3) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の内容

- ・身体機能、日常生活動作、嚥下機能等の維持・回復に向けての評価及び練習
- ・日常生活の中で安全に行える運動の指導
- ・利用者及び介助者に対する動作・介助方法の指導
- ・日常生活及び介助しやすい環境整備に関する助言
- ・利用者の生活、健康状態に応じた、必要な医療・福祉機関との連携

## 5. 職員の概要

職種							
医師	常勤兼務	1	人	理学療法士	常勤兼務	4	人
言語聴覚士	常勤兼務	2	人	作業療法士	常勤兼務	1	人

## 6. 実施地域

通常の事業の実施地域は、福岡市博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、糸島市。（事業所を中心に半径16km圏内）

## 7. 利用料金

・介護保険利用時の自己負担額

1回（20分）を308単位（要支援の方は298単位）として、1週6回までの利用が可能です。（退院・退所から3ヶ月以内は週12回まで利用が可能です。）

利用例：2回（40分）を週1回利用した場合

308単位×2回×4日＝2,464単位

福岡市内：2,464単位×11.00（地域区分加算）×0.1～0.3（1割～3割）＝2,710～8,131円（1か月の自己負担額）

糸島市内：2,464単位×10.60（地域区分加算）×0.1～0.3（1割～3割）＝2,611～7,835円（1か月の自己負担額）

別途、条件に合わせて以下の短期集中リハビリテーション実施加算、退院時共同指導加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算、リハビリテーションマネジメント加算、口腔連携加算、サービス提供体制加算等がかかります。

◆加算・減算について

【要介護1～5の方】

短期集中リハビリテーション実施加算：200単位/1日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算：240単位/1日

退院時共同指導加算：600単位/回

リハ計画診療計画未実施減算：－50単位/1回（20分）など

【要支援1～2の方】

短期集中リハビリテーション実施加算：200単位/1日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算：240単位/1日

退院時共同指導加算：600単位/回

リハ計画診療計画未実施減算－50単位/1回（20分）

利用開始日の属する月から12月超：－30単位/月

・医療保険が適用になる場合は、診療報酬に基づく金額となります。

## 8. 支払方法

利用料は、月末締めで計算をして、翌月15日以降に請求書をお渡しします。翌月末までに事業者にお支払い下さい。また、口座引き落としや銀行振り込みにも対応いたします。

（口座引き落としは、翌々月12日引き落としとなります）

## 9. 定期受診

訪問リハビリテーションを継続するためには、当クリニックの訪問診療が必要となります。他院がかかりつけの場合は、定期的にかかりつけ医へ受診して頂きます。また、当院宛の診療情報提供書が3ヶ月毎に必要となり、当事業所が他院かかりつけ医へ依頼致します。かかりつけ医受診の際に書類作成費を請求される事がございます。

## 10. 秘密保持

サービスを提供するうえで知り得た個人情報、利用者等の生命・身体に危険がある場合や、サービス提供機関間での情報共有が必要な場合以外では、決して利用致しません。

## 11. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

## 1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

事業所相談窓口	092-406-6070
受付時間	月～金曜日（国民の祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後6時00分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

福岡市博多区保健福祉センター (福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒812-8514 福岡市博多区博多駅前2-19-24 大博センタービル内 TEL：092-419-1078 FAX：092-441-1455
福岡市中央区役所(福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒810-8622 福岡市中央区名2-5-31 TEL：092-718-1102 FAX：092-771-4955
福岡市南区保健福祉センター (福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒815-0032 福岡市南区塩原3-25-3 TEL：092-559-5127 FAX：092-512-8811
福岡市西区役所(福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒819-8501 福岡市西区内浜1-4-1 TEL：092-895-7063 FAX：092-881-5874
福岡市城南区役所(福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6-1-1 TEL：092-833-4102 FAX：092-822-2133
福岡市早良区役所(福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒814-8501 福岡市早良区百道2-1-1 TEL：092-833-4352 FAX：092-831-5723

<b>糸島市役所（介護保険担当課）</b> 受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 （土日祝日、12/29～1/3 を除く）	〒819-1192 糸島市前原西 1 丁目 1-1 TEL：092-323-1111 FAX：092-321-1139
<b>福岡県国民健康保険団体連合会 （介護保険係）</b> 受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 （土日祝日、12/29～1/3 を除く）	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 TEL：092 - 642 - 7859 FAX：092 - 642 - 7856
<b>福岡県運営適正化委員会 （福岡県社会福祉協議会）</b> 受付時間 月～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 （土日祝日、12/29～1/3 を除く）	〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クロハーフラサ 4 階（東棟） TEL：092 - 915 - 3511 FAX：092 - 915 - 3512

### 1 3. ハラスメント禁止について

- (1) 事業所の従業員が、利用者またはその親族に対し 1 3-（3）及び（4）に該当する行為を行った場合には、利用者は本契約の解除権を有するものとします。
- (2) 利用者またはその親族が、事業所の従業員に対し 1 3-（3）及び（4）に該当する行為を行った場合には、当法人は本契約の解除権を有するものとします。
- (3) 本契約第 8 条-3 項によって禁止されるセクシャルハラスメントとは具体的には以下の行為をいいます。
  - ①性的な冗談、性的なからかい、性的な質問
  - ②容姿あるいは身体的な特徴に関する発言や質問
  - ③食事やデートへの執拗な誘い
  - ④抱きつき・胸や陰部、おしり等の身体への不必要な接触ないしその要求
  - ⑤キスや自身の陰部を触らせるなど性的な行為ないしその要求
  - ⑥必要なく下半身を丸出しにすること
  - ⑦性的な書式、写真、ビデオ等を見せつけること
  - ⑧その他上記に準ずるような性的な言動
- (4) 本契約第 8 条-4 項によって禁止されるパワーハラスメントとは具体的には以下の行為をいいます。

- ①叩く、殴る、つねる、ひっかく、首を絞めるなどの暴力
- ②包丁などの刃物を向ける、物を投げる、つばを吐きかける
- ③脅迫、暴言、いきなり奇声を発する
- ④名誉を棄損したり、人格を否定する
- ⑤正当な理由もなく一方的に怒鳴る
- ⑥高圧的な態度で接する
- ⑦気に入っている介護サービス従業者以外に批判的な言動をする
- ⑧サービス内容に含まれないサービスを要求する
- ⑨執拗に住所や電話番号の個人情報を開示することを要求する等私的な事に過度に立ち入る
- ⑩その他上記に準ずるようなもの

#### 1 4. 虐待の防止の措置に関する事項

(1) 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。